

第 35 回延岡市農業委員会会議録

(令和 8 年 5 月 28 日)

1. 開催日時 令和8年5月28日（木）午前9時30分から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 16名

出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	甲 斐 壽 徳	2	佐 藤 純 子	3	花 畑 志 良 一
4	片 伯 部 隆	5	菊 池 光 雄	6	
7	中 村 み え	8	須 藤 寛 之	9	貫 藍
10	松 下 康 廣	11		12	
13	高 橋 利 喜 哉	14	緒 方 武 彦	15	牧 野 博 文
16	安 藤 重 徳	17	甲 斐 亜 季	18	松 田 宗 史
19	矢 野 光 一				

4. 欠席委員 3名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 19名

出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	甲 斐 孝	2	甲 斐 充 伸	3	久 富 喜 良
4		5	松 田 純 二	6	黒 田 啓 睦
7	佐 藤 隆 美	8	松 田 成 歳	9	
10	甲 斐 秀 雄	11	横 山 博 章	12	山 内 憲 次
13	岩 切 伸 行	14	甲 斐 正 太 郎	15	甲 斐 詳 三
16	甲 斐 一 太 郎	17		18	松 原 学
19	戸 高 久 文	20		21	甲 斐 昭 浩
22	黒 田 五 司	23	岩 佐 美 基		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案 第111号 農地法第3条 所有権の移転について
議案 第112号 農地法第4条の許可申請について
議案 第113号 農地法第5条の許可申請について
議案 第114号 あっせん委員の指名について
議案 第115号 農地利用最適化推進委員の辞任について

- 報告 第121号 農地法第4条の届出について
報告 第122号 農地法第5条の届出について
報告 第123号 農地法第18条第6項の通知について
報告 第124号 農地法第3条の3第1項の届出について

- 協議 第55号 延岡市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
協議 第56号 農用地利用集積等促進計画（案）について（利用権）
協議 第57号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について（別冊）
協議 第58号 令和7年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について（別冊）

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	戸 高 智 穂	局長補佐兼 農地係長	佐 藤 友 美	農政係長	久 世 美 保
農 地 係 主任主事	清 田 則 生	農 地 係 主事補	亀 長 英 寿	農 政 係 主任主事	権 藤 理 絵
北方産業建設課 副総括主任	緒 方 慎 一	北浦産業建設課 専門主事	工 藤 敬 洋	北川産業建設課 主事	甲 斐 健 太

8. 会議の概要

9 : 30 開会 事 務 局	定刻となりましたので、会長お願いいたします。
議 長	皆さん、おはようございます。 それでは、ただ今から第 35 回 延岡市農業委員会総会を開催いたします。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願いいたします。
事 務 局 長	はい。本日は委員総数 19 名中 16 名の出席でございます。 よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告いたします。
議 長	本日の議事録署名委員は、委員番号 9 番、貫藍委員と委員番号 19 番、矢野光一委員のお二人をお願いしたいと思います。
議 長	本日の予定ですが、議案第 111 号 農地法第 3 条 所有権の移転についてから、本日配付の議案第 115 号 農地利用最適化推進委員の辞任についてまでの議案 5 件、報告案件 4 件、協議案件 4 件となっています。
議 長	それでは、議案第 111 号 農地法第 3 条 所有権の移転について提案いたします。 なお、整理番号 5 番については、甲斐孝農地利用最適化推進委員と関連がございますので、整理番号 4 番の後に退席後の審議となります。
議 長	整理番号 1 番について、委員番号 2 番、佐藤純子委員より説明をお願いいたします。
佐 藤 委 員	委員番号 2 番の佐藤です。整理番号 1 番についてご説明いたします。農地の所在は小峯町、地目は畑、面積は 734 m ² です。譲渡人は小峰町在住の方で、譲受人は同じく小峰町在住の方 2 人となっております。経営状況は 7,171 m ² と 6,630 m ² 、労力人はどちらとも 2 人、理由は贈与です。 5 月 21 日に、譲渡人と譲受人のひとりと私と黒田啓睦推進委員と一緒に現地を調査いたしました。この土地は国道 218 号線沿いの形が三角形になった畑で、周りが田んぼになっています。この土地は国道ができるときに

	畑が削られて三角形になったということで、砂利とか土が入っていたりしてなかなか作物ができずに管理をするだけということだったらしいです。譲渡人も高齢で管理を仕切れないということで、自分も所属してます区共有の土地を管理してる役員公認の方々に譲り渡すということになりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	次に、整理番号 2 番について、松原学農地利用最適化推進委員より説明をお願いいたします。
松 原 委 員	おはようございます。推進委員の松原です。整理番号 2 番についてご説明いたします。農地の所在は北浦町市振、田んぼで面積は 214 m²です。譲渡人は旭ヶ丘 4 丁目在住の方で、譲受人は北浦町市振在住の方です。経営状況は 0 m²、労力人は 2 人、理由は贈与です。 5 月 24 日に、小西吉寿農業委員と私、それから譲受人の方と共に現地調査を行いました。この田んぼは譲渡人が所有している家を譲受人が購入するということで、その家と一緒によかったです貰ってくれという話で今回の贈与となったそうです。譲受人が地元の方に住んでまして、この農地を家庭菜園にしたいということです。地域の調和要件も特に問題ありません。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	次に、整理番号 3 番について、委員番号 13 番、高橋利喜哉委員より説明をお願いいたします。
高 橋 委 員	委員番号 13 番の高橋です。整理番号 3 番案件について調査いたしましたので報告いたします。 農地の所在は片田町で、面積は 876 m²、理由は経営規模拡大だそうです。地目は登記簿、現況とも田です。譲渡人は千葉県在住の方で、譲受人は若葉町在住の方です。経営状況は 24,078 m²、労力人は 1 人です。 5 月 19 日に、私と山内憲次推進委員、譲受人立ち合いのもと現地調査を実施しました。この田んぼは譲渡人の父親の代から譲受人が耕作してまして、話を聞いたら 10 年前頃から作っているという話です。譲渡人が将来延岡に帰る見込みがないので、購入してくれないかという相談があって話がまとまったそうです。調査したところ地域との調和要件等何ら問題はないと思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	次に、整理番号 4 番について、委員番号 18 番、松田宗史委員より説明を

松 田 委 員	お願いいたします。 委員番号 18 番の松田です。整理番号 4 番についてご説明いたします。 5 月 20 日に、私と譲受人と松田成歳推進委員の 3 名で現場調査いたしました。農地の所在は舞野町、地目が田、面積が 581 m²です。譲渡人は平田町在住の方で、譲受人は行勝町在住の方です。経営状況は 47,379.61 m²、労力人は 3 人で、理由は経営規模拡大です。 これは以前から耕作放棄地で私がいつも話してたんですけど、ようやく話がまとまったということで今回申請があがりました。譲受人はご高齢になってますけど、今息子さんがまだ 30 代だと思いますので、息子さんが主体となって農業経営をやっておりまして何ら問題ないと思います。地域の調和要件すべて問題ないと判断いたしましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。
事 務 局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明いたします。配布しています農地法第 3 条調査書の 1 ページから 4 ページをご覧ください。調査書の農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 5 号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第 6 号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
菊 池 委 員	委員番号 5 番の菊池です。整理番号 1 番小峯町の件ですが、譲受人が 2 名ということではありますが、なにか後で問題でも起きそうな感じですけどもどうですかね。
事 務 局	ご説明いたします。こちらは小峰の区で管理している土地で、名義は個人の名義になっているんですけども、国道が通るときに共有名義になっていた区で管理していた分を、個人の名義にして今区で管理しているような土地になっておりまして、この譲渡人がご高齢になるため区の役員の後任の者をお願いしたいということで、今回の名義変更にいたったということです。

菊池委員	区の管理下になるんですね。
事務局	そうです。
議長	他、ありませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 それでは、甲斐孝委員の退席をお願いします。 (甲斐委員が退席する)
議長	整理番号5番について、委員番号18番、松田宗史委員より説明をお願いいたします。
松田委員	委員番号18番の松田です。整理番号5番についてご説明いたします。 農地の所在は高野町、地目は田、面積は152㎡、地目が田になっておりますけども現況は畑でした。譲渡人は行徳町在住の方で、譲受人は高野町在住の方です。経営状況は1,134㎡、労力人は1人、理由は経営規模拡大です。 5月20日に、私と松田成歳推進委員と譲渡人と譲受人の4名で現地を調査いたしました。譲受人の自宅のすぐ後ろで、俗にいう菜園場にしたいということで、丁度譲渡人の家と遠いものですから、それなら譲るということで譲受人が購入することになったそうです。元々菜園場として使われていた場所で何ら問題はありませんでした。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。
事務局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明いたします。配付していま

		す農地法第3条調査書の5ページをご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第5号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第6号につきましては、ただ今、委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議	長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
委	員	異議なし。
議	長	異議なしという事なので採決に入ります。整理番号5番について、承認される方は挙手をお願いいたします。
委	員	(挙手)
議	長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 甲斐委員の再入場をお願いします。 (甲斐委員が入場する)
議	長	続きまして、議案第112号と議案第113号ですが、同一地であることから、一括にて審議いたします。 それでは、議案第112号 農地法第4条の許可申請についてと、議案113号農地法第5条の許可申請について提案いたします。この案件は県に進達する分です。 それでは、農地法第4条並びに第5条許可申請、各々整理番号1番について、委員番号18番、松田宗史委員より説明をお願いいたします。
松田委員		委員番号18番の松田です。4条と5条各々整理番号1番についてご説明いたします。 まずは4条です。農地の所在は舞野町の2筆で、地目は畑、面積は107㎡と40㎡の合計147㎡です。 5月25日に、私と松田成歳推進委員と事務局と県の担当者と申請人の7名で現地調査いたしました。現場はもう埋め立てられて、いつのことは分からないんですけど家が建っていて、屋敷の進入路、それから庭になっ

	ておりまして、隣近所ともなんの影響もなく、迷惑をかける状態ではなかったところでした。議案書に書いてあります通り追認ということで、始末書か何かを出していると思います。 続きまして、5条をご説明いたします。農地の所在は舞野町の2筆で、地目は畑、面積は337㎡と162㎡の合計499㎡です。 譲渡人と譲受人ですけども、子供さんが譲り受けるということでさっき4条であった土地の横に家を建てるということです。これも追認ということになります。進入路が坂道になっているので、庭の砂利とか土砂が下の側溝に流れ込んでいるようで気になったのですが、そこはちゃんとコンクリート舗装して土砂が流れ込まないようにするということでした。あとはなんら問題がなかった状態でした。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長 事 務 局	それでは、「農地区分」について、事務局より説明をお願いいたします。 農地区分につきましてご説明いたします。 当該農地につきましては、東側には農振農用地の農地が広がっておりますが、当該農地周辺は集落区域となっており生産性の低い第2種農地となります。 まず、4条許可申請についてですが、地権者は平成19年に転用し一般住宅を建築したものの、庭、進入路として活用している土地については転用許可を受けておりませんでした。当初の計画では、北側から乗り入れる予定であったものの計画を変更したとのことです。始末書・理由書を受理しています。 続きまして、5条許可申請ですが、この庭・進入路に続く南側の畑に娘夫婦が一般住宅を建築したいと相談があり、今回合わせて申請となったものです。当該農地を含む周辺には、住宅と狭隘な農地が連なっており集落接続の例外規定に該当することから、日常生活上必要な施設として立地基準に問題ないと判断いたしました。 また、一般基準につきましては、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断いたしました。 以上、ご審議をよろしくお願いいたします。
議 長 矢 野 委 員	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。 委員番号19番の矢野です。説明をちゃんと聞いていなかったのかもしれ

事務局	ないですけど、4条の方は追認というのがよく分かったんですけど、5条の許可申請の方に関しては今から建てられるということなんですよ。そういう場合でも理由のところに追認という文言がつくような形になるんですか。 ご説明いたします。5条の地図を見ていただきたいんですけども、右側に縦長のところがあると思います。ここはもうすでに進入路として活用しています。字図上道の半分くらいまで上側の面の方が進入路にかかっているので、追認という形で報告しました。
議長	他ございませんか。
委員	ありません。
議長	ただ今、出された意見等につきましては、意見書に記載のうえ県に進達いたします。
議長	続きまして、議案第114号、農地あっせん委員の指名について提案いたします。 まず、整理番号1番についてですが、申出の理由として、売却、賃借となっており、農地の所在は牧町、柚の木田町、無鹿町、差木野町の計25筆となっております。 整理番号2番についても、申出の理由として、売却、賃借となっており、農地の所在は細見町、小川町、上三輪町の計3筆となっております。 あっせん委員の指名につきまして、事務局と協議した結果、整理番号1番については、委員番号9番、貫藍委員、久富喜良農地利用最適化推進委員、吉田嘉農地利用最適化推進委員を、整理番号2番については、委員番号18番、松田宗史委員、委員番号15番牧野博文委員、甲斐秀雄農地利用最適化推進委員を指名したいと思います。
議長	何かご意見、ご質問はございませんか。
貫委員	委員番号9番貫です。よろしくお願いします。今現在こちらのあっせんの土地なんですけれど、何件か今耕作されてる方や中間管理を通して契約されてる方がいらっしゃいますが、そういう方達には今このタイミングでこの話をするのはいかなものかというのがありまして、お時間いただいてあっせん等の方を進めさせていただきたいと思います。 貸したいという申出理由に関してはどういった意向かなと思ひまして、

	お尋ねしました。
事務局	売りたい、貸したい両方書いてる件についてはですね、売却と貸したいの両方のご意向があるということで、申出書の方にそういう風に書かれていたのでそのまま書かせてもらいました。耕作者の方のお名前も一応入ってはありました。地権者の方も把握はしてるところだと思うんですけども、一応両方のご意向があるということでよろしく願いいたします。
貫委員長	分かりました。こういうのってタイミングが必要だと思うんですよね、田植えが終わってからなり稲刈りが終わってからなり、ちょっとお時間をいただきたいと思います。今、借りてる方にはそういう話がいつてるかどうかというのはこちらにはわからないんですよね、地主さんの方でないと。
事務局	そうですね。一応地権者さんの方にはその旨お伝えはしているところでございますが、実際いつてるかどうかというのは確認はしておりません。
貫委員長	分かりました。
議長	他ありませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。指名された委員の方はよろしく願いいたします。
議長	続きまして、本日配付されております追加議案の議案第 115 号 農地利用最適化推進委員の辞任について提案いたします。このことにつきましては、追加議案書に記載のとおり、酒井渡農地利用最適化推進委員から辞任の申し出がありましたので、その同意について審議を行うものです。 詳細につきましては、事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、事務局よりご説明いたします。 酒井渡推進委員は、本年 4 月に内部疾患により入院され、現在も入院療

		養中です。未だ退院の見込みが立たず、退院したとしても通院加療が必要であり、十分な推進委員の業務活動を行うことが難しいとのことで、令和 8 年 5 月 22 日付で辞任の申し出がありました。 農地利用最適化推進委員の辞任につきましては、農業委員会等に関する法律第 23 条第 1 項に「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。」とありますので、酒井渡農地利用最適化推進委員の辞任について、ご審議をお願いしたいと思います。
議	長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
委	員	異議なし。
議	長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委	員	(挙手)
議	長	ありがとうございます。全員一致でございますので、酒井渡農地利用最適化推進委員の辞任について同意いたします。今後の予定について、事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局		今後の予定について説明いたします。本年 7 月の 1 か月間、農地利用最適化推進委員を募集する予定としております。その後、選考委員会を経て、早くて 9 月定例会頃には新しい推進委員が決まることになります。
議	長	以上で議案の審議を終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願いいたします。
事 務 局		それでは、事務局より報告事項についてご説明いたします。 はじめに、報告第 121 号、農地法第 4 条の届出についてご説明いたします。この報告は自己所有農地の転用になります。議案書の 18 ページに記載しておりますが、1 件の届出があり、田が 1 筆のみの 244 m²の転用となっております。 次に、報告第 122 号、農地法第 5 条の届出についてご説明いたします。この報告は権利の移動を伴った農地転用になります。議案書の 20 ページに記載しておりますが、1 件の届出があり、畑が 1 筆のみの 242 m²の転用と

		なっております。 次に、報告第 123 号、農地法第 18 条第 6 項の通知についてご説明いたします。この報告は権利設定の合意解約分です。議案書の 22 ページに記載しておりますが、1 件の届出があり、田 3 筆のみの 2,335 m²の合意解約となっております。 次に、報告第 124 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出についてご説明いたします。この報告は相続等により農地の権利を取得したものです。議案書の 24 ページから 26 ページをご覧ください。今回 10 件の届出があり、田が 9 筆の 5,498 m²、畑が 25 筆の 4,004 m²、計 34 筆の 9,502 m²となっております。 なお、内容につきましては議案書に記載したとおりですが、現況が農地以外となっている土地につきましては不受理とし、文書等で指導していきたいと考えております。 以上で報告を終わります。
議	長	ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。
議	長	無いようなので報告を終わります。
議	長	次に協議第 55 号 延岡市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、総合農政課より説明をお願いいたします。
総合農政課		総合農政課の黒木です。協議第 55 号「延岡市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」をご説明いたします。 まずは案件番号 1 番です。変更内容は農用地(畑)からの除外になります。申請地は吉野町 1883 番の一部です。用途区分は農用地(畑)、現況地目は畑、面積は 446.93 m²、変更理由は農家住宅建設による農地転用です。事業計画者は門川町在住の方になります。農地法上の処理は農地法第 5 条です。申請地は別紙の斜線部分で、農用地区域内になります。 申請者は現在、門川在住ですが、申請地付近で営農している祖母の農業を継承していくとのことで、農家住宅の建設が必要となっております。近隣地での代替地も検討しましたが、地権者との折り合いがつかないなどの理由で、当該地での建設をすることになりました。今後、高齢化等により周辺農家がリタイアした農地も請け負い、後継者として規模も拡大していく計画です。なお、除外面積については、建設する住宅の規模に対し必要最低限と認められます。

	除外するための要件につきましては、申請地は農地の集団性を分断しない箇所であり、周辺農地への影響も考えられません。申請地付近には耕作地があり、農家用住宅として妥当なものと考えております。 続きまして、案件番号3番です。変更内容は農用地区域への編入、位置は北方町二股唐立亥 644 番と 650 番です。用途区分は農用地（田）、現況地目は田、面積は計 1,407 m²です。変更理由は中山間地域直接支払交付金唐立地区への編入のためとなります。事業計画者は北方町在住の方になります。農地法上の処理はありません。申請地は別紙の斜線部分で、農用地区域外になります。 該当地については、現在農振白地区域であります。今年度より中山間地域直接支払い交付金をうけるため、農振青地への編入を行い、事業に参加をする予定です。以上です。
議 長	ただ今、総合農政課より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。
花 畑 委 員	委員番号3番の花畑です。1番案件は、地図を見るとどう見ても農振地域の中に入ってるんですが、除外する理由はないのではないですか。
事 務 局	ご説明いたします。地図を見ていただきますと、印がついている分の農地は下の方まで長くあります。先ほど 906.28 m²のうち 446.93 m²だといったのは、元の広さが 906 m²あるということでこれを分筆しております。この分筆した下のラインから右にかけては農振から外れているということです。なので、このラインに合わせて分筆したということになります。その分筆した面を持っていくと、2面接続していて1番端っこになるんですよこの畑が。ということでここは外せる農地ということになります。
花 畑 委 員	分かりました。
松 原 委 員	推進委員の松原です。1番案件で先程もあつたんですけど、地図でいうと右に宅地があるのでこれの横だったら分かるんですが、3面とも農振地区ですよ。3面接地だとダメだとかと言われた覚えがあるのですが、これって何で変わるのですか。それと、3番案件は地図を見ると両端なんですけど、なんで元々農振地区に入っていなかったのかという理由を教えてください。
事 務 局	まず1番案件につきましては、今説明しました。説明した通り下のライ

		ンから農振に入っていないということで、農地の２軒隣に家がありますけども、このラインに沿って農振は外れているということです。なので、３面接続ではなくて２面接続。２面接続だから農振の除外が可能になるということです。３番案件については地域計画の中に入れるべきものを入れてなかった、あと中山間地域等直接支払交付金唐立地区の中に入っていると思っていたら入ってなかった、ということで今回改めて中山間地域等直接支払交付金唐立地区対象農地に入れましょうということで申請があがってきたということです。
議	長	他ございませんか。
委	員	ありません。
議	長	質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものといいたします。
議	長	次に協議第 56 号 農用地利用集積等促進計画（案）について、事務局よりご説明をお願いいたします。
事	務	局 こちらは、中間管理事業の集積等促進計画に基づく中間管理権の設定について農地中間管理機構に要請するものです。 計画内容につきましては議案書の 32 ページからになりますが、整理番号 1 番から 5 番が下南方地区、整理番号 6 番が伊形地区、整理番号 7 番から 13 番が川島・追内地区、整理番号 14 番から 17 番が東延岡地区、整理番号 18 番から 19 番が細見・小川地区、整理番号 20 番から 30 番が下祝子地区、整理番号 31 番から 32 番が北延岡地区、整理番号 33 番から 38 番が東海地区、整理番号 39 番から 50 番が北川町長井地区、整理番号 51 番が個別案件での促進計画となっております。 今回の促進計画では、35 ページの表下にあるとおり 29 人の出し手から 51 筆、41,578 m²の農地を個人 13 人および 4 法人に配分する計画となっております 以上で説明を終わります。
議	長	ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。
議	長	質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものといいたします

議 長	ます。 次に協議第 57 号 令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局	それでは、協議内容をご説明いたします。 前回の総会では、「令和 8 年度の最適化活動の目標の設定等について」を協議させていただきましたが、今回の総会では令和 7 年度の実績を記載した「令和 7 年度の農地利用の最適化推進の状況」について協議させていただきたいと思います。 本日お配りしています、別冊「令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）」と書いてあるものをご覧ください。 1 ページは農業委員会の状況を記載していますが、これは昨年 4 月の総会で協議承認された目標設定の内容をそのまま載せています。 また、2 ページ以降に、項目ごとに「現状及び課題」と「目標」が記載されていますが、この内容につきましても、令和 7 年度の目標として昨年 4 月の総会で協議された内容をそのまま載せていますので、今回は「実績」を中心に説明させていただきます それでは、2 ページの【（1）農地の集積③実績】についてです。令和 7 年度の新規集積面積は、13.7ha でした。これは、7 年度末の集積面積 502.3 ha から 7 年度初めの集積面積 488.6 ha を差し引いた面積です。結果、7 年度末の集積率は 19.9% で、目標集積率の 80% に対する達成状況は、24.8% となりました。 また、その下にあります「農業委員会の点検結果」については、「引き続き所有者の意向を把握するとともに、中間管理事業の活用や地域計画の実現に向けてさらに取り組みを進めていく必要がある。」としております。 次に 3 ページの【（2）遊休農地の発生防止・解消③実績】についてですが、令和 3 年度の緑区分の遊休農地面積が 0 ha だったので、令和 7 年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積も 0 ha、目標に対する達成状況も 0% となっています。また、黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況については、「具体的な工程表の策定には至っていない。」と記載しております。 【④その他】につきましては、令和 7 年度の農地の利用状況調査の結果を記載しております、1 号遊休農地面積は 51.2ha で、その内訳は、緑区分が 13.0ha、黄区分が 38.2ha となっております。 農業委員会の点検結果は「高齢化や担い手不足等により遊休化が進展し

速やかな解消が困難な状況にあるが、引き続き所有者の意向等現状を把握するとともに、農業阻害要因の分析等地域の実情も踏まえながら、遊休農地の発生防止と解消に努めていく必要がある。」としております。

次に4ページの【(3)新規参入の促進③実績】についてですが、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地面積は5.5haで、目標に対する達成状況は457.4%となっております。なお、新規参入者の状況につきましては、参入経営体数が3経営体で取得農地面積は1.7haでした。農業委員会の点検結果としては、「今後も関係機関と連携しながら新規参入者の支援に努め担い手の確保を図っていく必要がある。」としております。

続きまして、4ページの【2最適化活動の活動目標(2)活動強化月間の設定②実績】についてですが、活動強化月間は目標のとおり3回設定しました。取組項目として、まず農地の集積として11月に、地域の担い手に今後受け入れできる農地についての意向聞き取りを行いました。12月は遊休農地の防止解消の強化月間として、先進地視察研修を実施しました。また、1月は新規参入の促進として農地相談を行い新規就農や農地に関する相談を受け、適切な助言を行うことができました。

次に、5ページ【(3)新規参入相談会への参加②実績】については、1月に市役所本庁及び支所等で農地相談会を開催し、農地や就農に関する相談を受け、助言したり関係機関へつなぐことができました。

以上の実績から延岡市の農業委員会は目標をどれだけ達成したかの評価をすることになるのですが、達成状況を国の定めた基準で点数に換算しまして、その結果、【目標の達成状況の評語】の欄、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となりました。

また、先月皆様より提出していただきました最適化活動の点検・評価についてですが、こちらをお一人お一人の実績から換算しまして、【推進委員等の点検・評価結果】に記載しておりますとおり、目標に対し期待を上回る結果が得られた方が30人、目標に対して期待どおりの結果が得られた方11人、という結果になりました。

なお、このお一人ずつの点検・評価は、別冊としてお配りしているものになりまして、こちらにつきましても、このあとの協議案件でご意見等をうかがうことにしておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、6ページの【Ⅲ事務の実施状況】についてです。

【1 総会、部会の開催実績】につきましては、総会が毎月1回開催として記載しております。

【2 農地法第3条に基づく許可事務】につきましては、年間の処理件数が104件、うち許可件数も同じ104件となっております。処理期間につきましては、標準処理期間が申請書受理から14日、平均処理期間が26日となっており、総会開催日と申請書締切日についてはいずれも「公表」し

		ております。 【3 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）】につきましては、権限移譲は該当がございませんので○印はありません。1年間の処理件数は18件で、うち許可相当が18件となっております。処理期間につきましては標準処理期間が申請書受理から45日、平均処理期間が45日となっております。 【4 違反転用への対応】につきましては、7年度末時点の違反転用面積が6.1haとなっております。違反転用解消のために実施した活動内容は「・農業委員会だよりによる市民への啓発（令和7年11月発行）・農業委員、農地利用最適化推進委員による定期的な農地パトロールの実施（毎月）」としており、7年度の違反転用解消面積は0.59haとなっております。 また、この結果は令和7年度の最適化目標とともに延岡市のホームページに掲載し公表することとなっております。 実績についての説明は以上でございます。
議	長	ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。
議	長	質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものといたします。
議	長	次に協議第58号 令和7年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局		それでは、協議内容を説明いたします。 本日お配りしています、別冊「令和7年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について（別冊）」と書いてあるものをご覧ください。 委員の皆様から提出していただいていた活動報告書に基づき、定められた様式に入力し作成したものになります。 昨年度から、お名前を表記して提示しております。 「（1）最適化活動の実施状況」は、皆さんから提出された毎月の活動記録を転記しています。 「（2）成果目標の達成状況」は、延岡市全体の面積を担当地区ごとに按分したものです。これらの実績の総合的な評価が様式左下の「2全体としての標語」に表記されています。 委員全員が「目標に対して期待を上回る結果が得られた」または、「目標に対して期待通りの結果が得られた」に該当しておりましたので、みな

		さんが昨年度 1 年間ご尽力されたことがこの結果からわかります。 また、自己の点検・評価の欄を皆さんに書いていただいています。内容としては、「担い手不足などで農地の集積がなかなか進まない。関係機関や地区の人と連携して集積が進むよう努めたい。」などの意見が多く、委員の皆様が日々ご苦労されている状況が報告されています。 実績についての説明は以上でございます。
議	長	ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。
議	長	質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものといたします。
議	長	その他、事務局より連絡事項についてお願いいたします。
事 務 局		(事務局説明)
議	長	以上を持ちまして第 35 回、延岡市農業委員会総会のすべてを終了いたします。

会長 甲 斐 壽 徳

9 番 貫 藍

19 番 矢 野 光 一